

昭島市雨水浸透施設設置助成金交付

【申請手続き流れ】

①助成金の交付申請

申 請



申請内容の審査（助成金の可否を決定）

※助成制度を受けるには要件があります。

②助成金の交付決定



雨水浸透施設設置助成金交付（不交付）決定通知書 送付

③浸透施設の設置工事

工 事



交付決定日より起算し、30日以内に工事完了

※昭島市指定下水道工事店による工事でなければ、
助成制度は受けられません。

④工事完了の報告

完 了



工事完了後、5日以内に工事完了報告書等を提出
完了報告書の確認

⑤工事の完了検査



現地の確認（検査の合格・不合格）

⑥助成金の交付

支払い

①助成金の交付申請

助 成 対 象：新設・既設の建物を所有又は使用する者

助成限度額：40 万円限度

（標準工事費単価×雨水浸透施設の設置数量を乗じて得た額）

※設置に要した費用の額が基準額に満たないときは、当該費用の額

助成の要件：敷地面積 1,000 m²以上

敷地又は建物の所有者が同意しない場合

開発等指導要綱の適用を受ける場合

仮設住宅である場合

敷地又は不動産業者、建設業者等により売買を目的として所有又は使用されている場合

雨水浸透施設を設置することにより安全性が損なわれるおそれがある場合

交付申請をした月の属する年度以前に受けている場合

納期の到来している市税及び国民健康保険税を完納していない場合

→上記のいずれかに該当する場合は、助成制度は受けられません。

申 請：要件を満たしたものについては、

「雨水浸透施設設置助成金交付申請書」を提出してください。

【申請書類】

- 雨水浸透施設設置助成金交付申請書
- 案内図
- 申請図（平面図、構造図）
- 工事費見積り
- その他市長が必要と認める書類

→申請内容を審査し、問題なければ申請を受理します。

②助成金の交付決定

審査完了後、「雨水浸透施設設置助成金交付（不交付）決定通知書」を送付します。

③浸透施設の設置工事

交付決定日より起算し、30 日以内に工事を完了してください。

→昭島市指定下水道工事店による工事でなければ、助成制度は受けられません。

④工事完了の報告

雨水浸透施設の設置工事完了後、5日以内に「雨水浸透施設設置工事完了報告書」及び「雨水浸透施設設置助成金交付請求書」を提出してください。

【提出書類】

- 雨水浸透施設設置工事完了報告書
- 昭島市雨水浸透施設設置助成金交付請求書
- 竣工図
- 工事写真
- 領収書（写）
- 支払金口座振替依頼書

⑤工事の完了検査

竣工図及び工事写真により、現地の確認検査を行います。

⑥助成金の交付

検査に合格後、支払いを行います。